



追加型投信 / 海外 / 債券

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料
データ基準日: 2016年9月7日

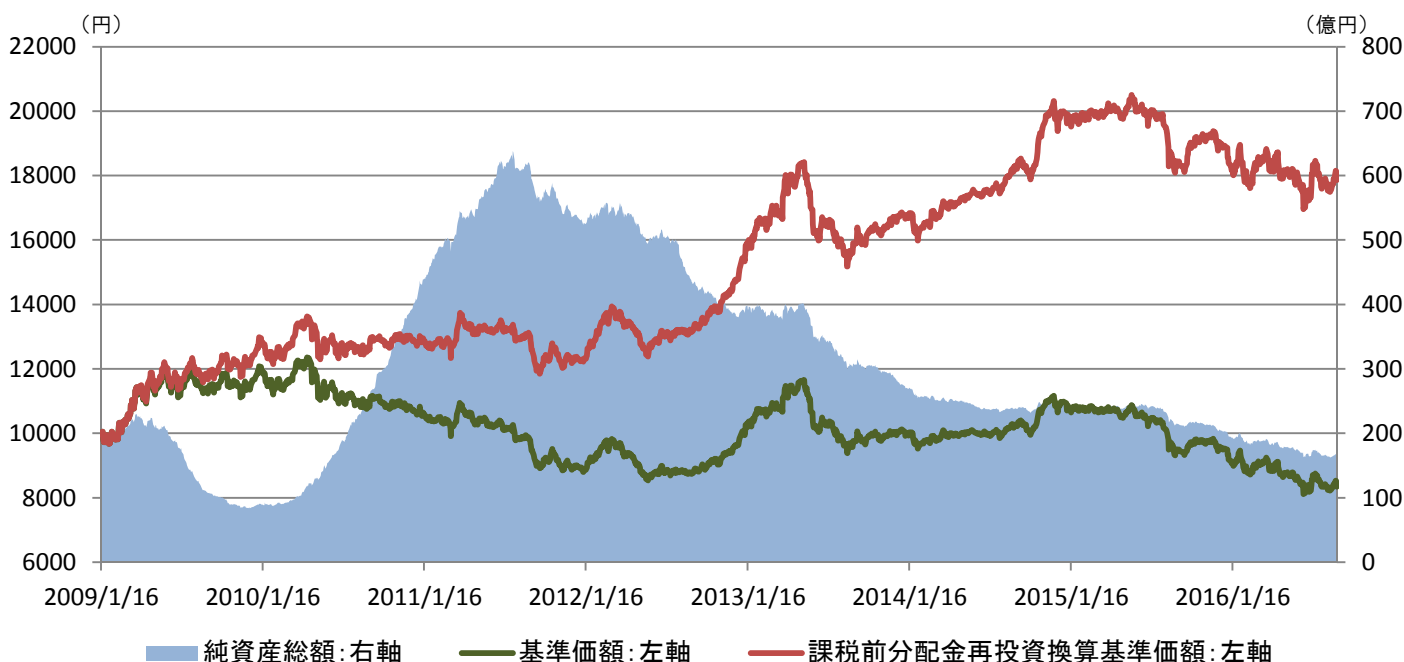
平素より、「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2016年9月7日に第90期の決算を迎え、当期の分配金を前期の75円(1万口当たり、課税前)から50円(1万口当たり、課税前)に引き下げましたことをご報告申し上げます。

今後とも、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりますので、引き続き当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2016年9月7日)

分配金(1万口当たり、課税前)	50円
基準価額(1万口当たり、分配落ち後)	8,346円

基準価額等と分配金(1万口当たり、課税前)の推移(第1期～第90期)



■課税前分配金の推移(1万口当たり)

'09/4-'09/7	'09/8-'10/4	'10/5-'11/7	'11/8-'12/7	'12/8-'13/3	'13/4-'16/8	'16/9	設定来累計
60円	100円	120円	100円	60円	75円	50円	7,745円

※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。

※「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■上記は過去の実績・状況です。本見通しなしいし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

分配金引き下げについて

当ファンドが主要投資対象とする「日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券」の利回りが長期的に低下傾向にある中、基準価額の水準、市況動向、残存信託期間に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額の状況等を勘案し、分配金を引き下げることにいたしました。

2016年初来の振り返り

2016年初来のアジア・パシフィック債券市況は、金利水準の高さに注目した海外投資家による債券購入の動きや、同地域の多くの国で利下げが行われた影響などから、国債の利回りは低下(価格は上昇)しました。インド・インドネシアは、主要先進国と比較して相対的に金利が高いことに加え、中央銀行による利下げを受けて国債価格が上昇したことで、2016年初から8月までの現地通貨建て債券インデックスの騰落率は10%を超えています。また、オーストラリアやニュージーランドでも利下げなどの影響を受け現地通貨建て債券インデックスの年間リターンはプラスになるなど、アジア・パシフィック債券市況は良好な投資環境が続きました。

一方、2016年初来のアジア・パシフィック地域の為替市況は、先進国の金利が低下する中、相対的に金利が高く、主要先進国と比較すると高い成長率を維持している同地域通貨の魅力が高まり、多くの通貨が対米ドルで上昇しました。インドネシアではジョコ・ウィド大統領による経済改革が海外投資家に評価されていることなどから、インドネシア・ルピアは対米ドルで上昇しています。フィリピンでは、新大統領への政権移行が順調に行われるなど、海外投資家を安心させる要因になっています。しかしながら、同地域通貨を対円で見ると、円が米ドルに対して大きく上昇したことから下落となりました。

このような状況の中、当ファンドでは毎月75円の分配金のお支払いを続けてまいりましたが、主要投資対象とする「日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券」の利回りが長期的に低下傾向にある中、基準価額の水準、市況動向、残存信託期間に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額の状況等を勘案し、分配金を引き下げることにいたしました。

今後の見通し

高い経済成長率を維持しているアジア・パシフィック地域に対する海外投資家の投資意欲は高く、アジア・パシフィック地域への債券投資は堅調に推移すると思われます。特にインドネシア・インド・フィリピンなどでは、先進国と比較して相対的に高い金利水準なども債券投資の魅力となっています。また、これらの国においては、経済改革の進展などファンダメンタルズ面の改善と、相対的に高い成長を期待した海外資本による直接投資や株式投資などの増加が、通貨の上昇要因となると思われます。オーストラリア・ニュージーランドでは、引き続き緩和的な金融政策が維持される見込みであり、債券投資には良好な環境が継続すると考えられます。

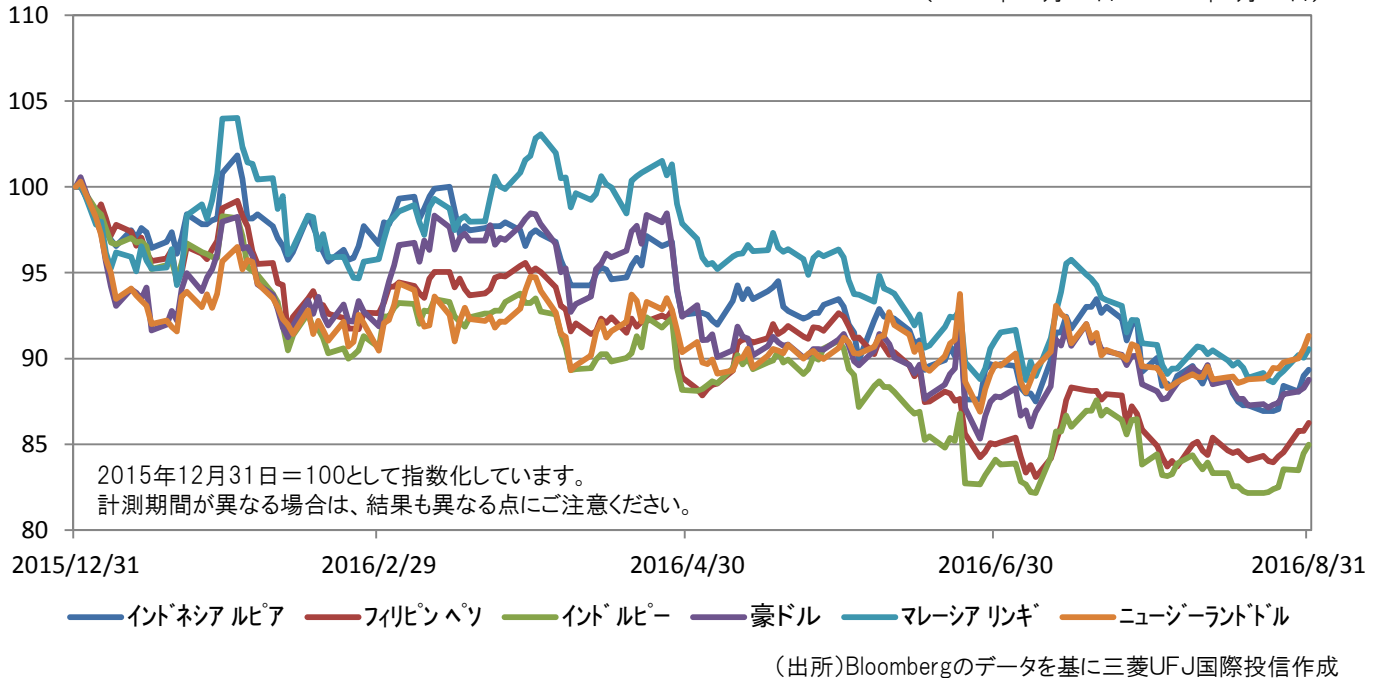
今後の運用方針については、相対的に金利の高いインド・ルピー建やインドネシア・ルピア建の債券組入比率を高く維持する方針です。通貨戦略では、ファンダメンタルズの良好なインドネシア・ルピアなどの比率を高く維持する方針です。

■ 上記は過去の実績・状況です。本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

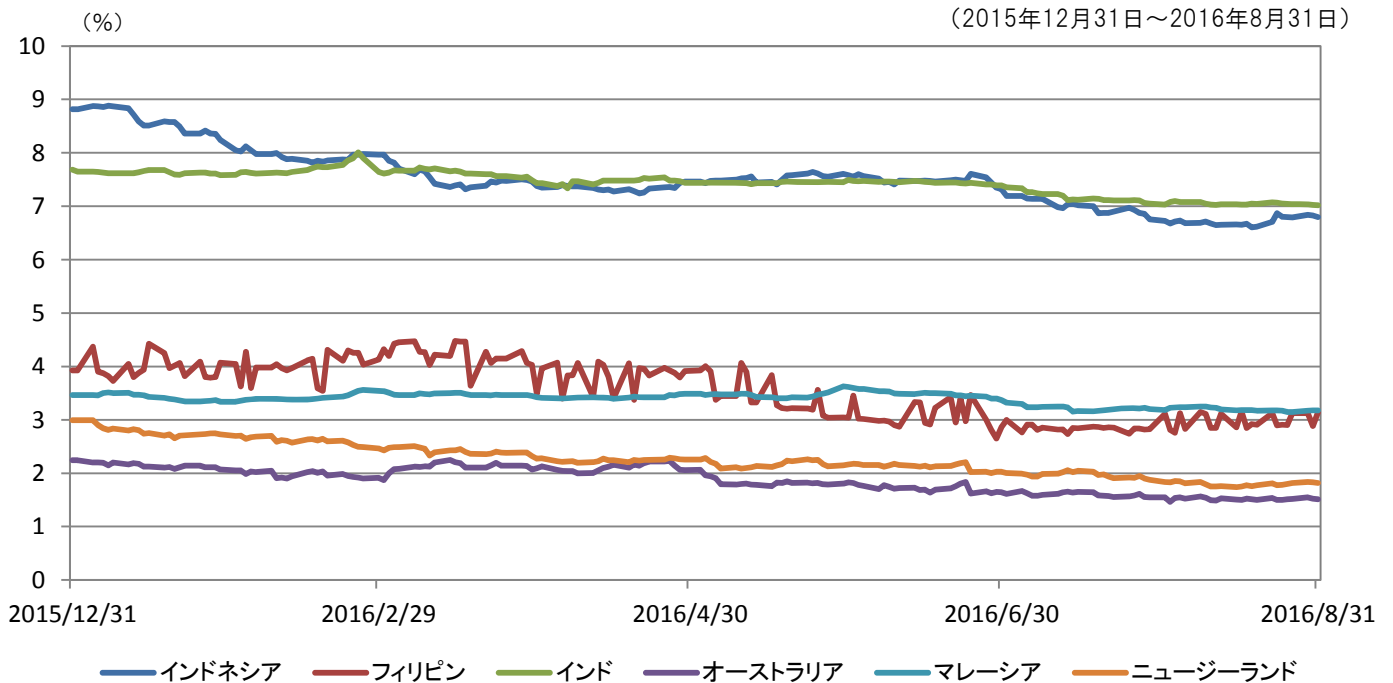
アジア・パシフィック地域の通貨(対円レート)の推移

(2015年12月31日～2016年8月31日)



アジア・パシフィック地域の5年国債利回りの推移

(2015年12月31日～2016年8月31日)



(※)上記対円レートおよび5年債利回りは、2016年8月31日現在におけるファンド組入上位6通貨および当該通貨発行国の利回りについて掲載しています。

■上記は過去の実績・状況です。本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。



アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

ファンドの目的・特色

【目的】

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

【特色】

1 日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

◆日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。

◆ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

◆自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

2 ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

●債券見通し(金利水準・金利見通し・信用力等)を考慮し、投資を行います。

利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

●為替見通しを考慮し、投資を行います。

通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。

◆直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】 一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。

・NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

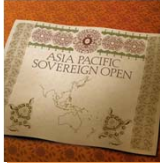
収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



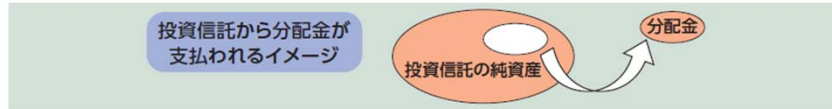
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



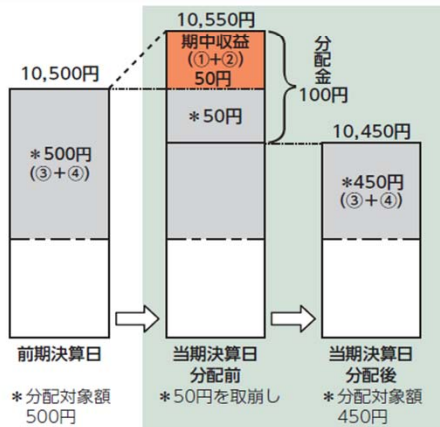
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

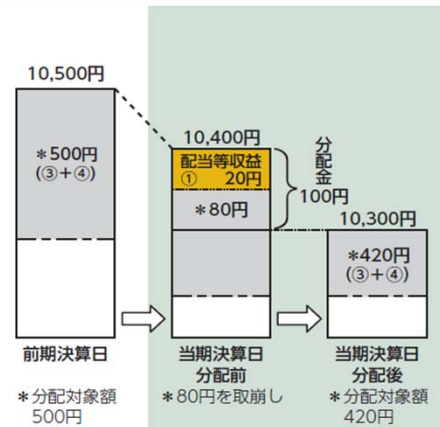
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



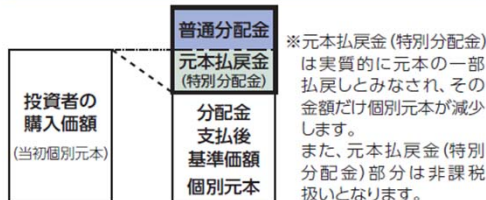
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

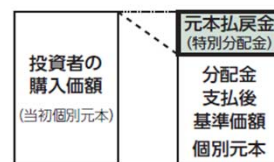
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドのしくみ: ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

●為替変動リスク

当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、当ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

●金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

●信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

●カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■その他の留意点

当ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。



アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

- 購入単位 販売会社が定める単位
販売会社にご確認ください。
- 購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。

【換金時】

- 換金単位 販売会社が定める単位
販売会社にご確認ください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
- 換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

【申込について】

- 申込不可日 シンガポールの銀行、シンガポール取引所、シドニーの銀行、シドニー先物取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
- 換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

【その他】

- 信託期間 2019年1月7日まで(2009年1月16日設定)
- 繰上償還 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合
・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき
- 決算日 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 毎月の決算時に分配を行います。
販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
- 課税関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。
配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限3.24%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% をかけた額

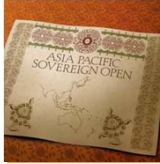
投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.62%(税抜 年率1.50%) をかけた額
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.00432%(税抜 年率0.00400%)以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-151034(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.am.mufig.jp/>



アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型) 追加型投信／海外／債券

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名 (*は取次販売会社)	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		
日木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	○		
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○		
大万証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第14号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○		
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○		
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○		
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	
三井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○		

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。



アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名 (*は取次販売会社)	登録番号	登録金融機関	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○		○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○		○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○		○	
竹松証券株式会社*	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第10号	○			○

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡します。必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。